

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下この項において同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この項において同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県身体障害者更生訓練センター条例及び秋田県知的障害福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第十二号

秋田県身体障害者更生訓練センター条例及び秋田県知的障害福祉施設条例の一部を改正する条例

(秋田県身体障害者更生訓練センター条例の一部改正)

第一条 秋田県身体障害者更生訓練センター条例(平成十七年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、更生」を「介護するとともに、身体障害者が自立した生活を営むため」に、「治療、指導及び訓練」を「訓練その他の支援」に改める。
第二条第一項中「。以下「法」という。」を削り、「以下同じ。」又は身体障害者更生施設支援(法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第三項の身体障害者更生施設支援に相当するサービスをいう。以下同じ。)」を「」、施設入所支援(同条第十一項の施設入所支援をいう。)、自立訓練(同条第十三項の自立訓練をいう。)、又は就労継続支援(同条第十五項の就労継続支援をいう。)」に改め、同条第二項中「次のとおり」を「障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「短期入所」を「第一項に規定する障害福祉サービスの」に改め、「、身体障害者更生施設支援」に改め、同項各号を受けた日の属する月の翌月の末日までに「を削る。

第五条第二号及び第六条中「短期入所及び身体障害者更生施設支援」を「第二条第一項に規定する障害福祉サービス」に改める。

(秋田県知的障害福祉施設条例の一部改正)

第二条 秋田県知的障害福祉施設条例(平成十七年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の保護」を「が自立した生活を営むために必要な支援」に改める。

第二条の表秋田県高清水園の項及び秋田県阿桜園の項中「及び知的障害者」を削り、「、保護する」を「保護する」に、「独立及び自活」を「自立した生活を営むため」に、「を与え」を「の付与並びに訓練その他の支援を行い」に、「に対して更生に必要な指導及び訓練」を「を入所させて介護するとともに、知的障害者が自立した生活を営むために必要な訓練その他の支援」に改め、同表秋田県心身障害者コロニーの項中「、保護する」を「介護する」に、「更生及び自活に必要な指導及び訓練」を「知的障害者が自立した生活を営むために必要な訓練その他の支援」に改める。

第五条第一項第一号中「以下」を「別表において」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「法」に、「以下」を「別表において」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。)(第五条第六項の生活介護をいう。別表において同じ。)

四 施設入所支援(法第五条第十一項の施設入所支援をいう。別表において同じ。)

秋田県知事 寺田典城

第五条第一項第五号中「旧知的障害者福祉法」を「法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）」に、「以下」を「別表において」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 自立訓練（法第五条第十三項の自立訓練をいう。別表において同じ。）

六 就労継続支援（法第五条第十五項の就労継続支援をいう。別表において同じ。）

第五条第三項中「知的障害児施設支援及び短期入所」を「第一項各号に掲げる支援」に改め、「知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援にあつてはその提供を受けた日の属する月の翌月の末日までに」を削る。

別表第一号(一)の表中

| | |
|-------------|--|
| 短期入所 | 障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 |
| 知的障害者更生施設支援 | 障害者自立支援法附則第二十一条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用 |

の額

を

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 生活介護 | 法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 |
| 短期入所 | |
| 施設入所支援 | |
| 就労継続支援 | |

の額

に改め、同号(一)の表中

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 短期入所 | 障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準 |
| 知的障害者更生施設支援 | 障害者自立支援法附則第二十一条第二項に規定する厚生労働大臣が定める |
| 知的障害者授産施設支援 | 障害者自立支援法附則第二十一条第二項に規定する厚生労働大臣が定める |

| |
|----------------|
| 準により算定した費用の額 |
| る基準により算定した費用の額 |

を

| | |
|--------|---------------------------------|
| 生活介護 | 法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定 |
| 短期入所 | |
| 施設入所支援 | |
| 自立訓練 | |
| 就労継続支援 | |

した費用の額

に改め、同号(三)の表知的障害者通勤寮支援の項中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた第一条の規定による改正前の秋田県身体障害者更生訓練センター条例第二条第二項第二号に規定する身体障害者更生施設支援並びに第二条の規定による改正前の秋田県知的障害福祉施設条例第五条第一項第三号に規定する知的障害者更生施設支援及び同項第四号に規定する知的障害者授産施設支援に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から平成十九年八月三十一日までの間に秋田県身体障害者更生訓練センターにおいて提供を受ける第一条の規定による改正後の秋田県身体障害者更生訓練センター条例第二条第一項に規定する施設入所支援、自立訓練及び就労継続支援に係る使用料についての第一条の規定によ

る改正後の同条例第二条第三項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「翌月」とする。

4 この条例の施行の日から平成十九年八月三十一日までの間に秋田県知的障害福祉施設において提供を受ける第二条の規定による改正後の秋田県知的障害福祉施設条例第五条第一項第二号に規定する生活介護、同項第四号に規定する施設入所支援、同項第五号に規定する自立訓練、同項第六号に規定する就労継続支援及び同項第七号に規定する知的障害者通勤支援に係る使用料についての第二条の規定による改正後の同条例第五条第三項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「翌月」とする。

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十三号

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例

秋田県児童会館条例（平成十七年秋田県条例七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「提供し、」を「提供して」に改め、「にする」の下に「とともに、自然と文化に関する児童の認識を深めてその豊かな人間性と創造性をはぐくむ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（秋田県立子ども博物館条例の廃止）

2 秋田県立子ども博物館条例（昭和五十五年秋田県条例第十八号）は、廃止する。

秋田県調理師試験委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十四号

秋田県調理師試験委員に関する条例の一部を改正する条例

秋田県調理師試験委員に関する条例（昭和三十三年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「調理師」の下に「、学識経験のある者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県感染症診査協議会条例及び県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。
 平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十五号

秋田県感染症診査協議会条例及び県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部を改正する等の条例（秋田県感染症診査協議会条例の一部改正）

第一条 秋田県感染症診査協議会条例（平成十一年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第三条第一項中「六人」を「十二人」に改める。

第五条第三項中「三人」を「の半数」に改める。

第六条を次のとおり改める。

（部会）

第六条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、六人以内とし、知事が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第四条第二項から第四項まで及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第四条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部改正）

第二条 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（昭和二十三年秋田県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。